

「NEDOプロジェクトを核とした人材育成、産学連携等の総合的展開  
／ロボットの社会実装におけるイノベーション創出人材育成」  
に係る公募要領

平成28年6月

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

ロボット・AI部

「NEDOプロジェクトを核とした人材育成、産学連携等の総合的展開／ロボットの社会実装における  
イノベーション創出人材育成」に係る公募について  
(平成 28 年 6 月 14 日)

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という。）は、平成 28 年度から平成 29 年度まで「NEDOプロジェクトを核とした人材育成、産学連携等の総合的展開／ロボットの社会実装におけるイノベーション創出人材育成」プロジェクトを実施する予定です。このプロジェクトへの参加を希望される方は、本要領に従い御応募ください。

## 1. 件名

「NEDOプロジェクトを核とした人材育成、産学連携等の総合的展開／ロボットの社会実装におけるイノベーション創出人材育成」

## 2. 事業概要

### (1) 背景

「ロボット革命実現会議（内閣官房主催）」では、技術開発や規制緩和により、2020 年までにロボット市場を製造分野で現在（2014 年）の 2 倍（6,000 億円 →1.2 兆円）に、サービス等の非製造分野で 20 倍（600 億円 →1.2 兆円）に拡大するという数値目標が示されています。特にサービス分野では、イノベーション創出によるロボットビジネスの新規立ち上げについて、この市場拡大に寄与することが求められています。（参考：ロボット新戦略（経済産業省） P58 “第 2 節 サービス分野”）しかしながら、イノベーションを創出し、ロボットビジネスを新規に立ち上げることのできる人材、及びこのような人材を育成する研究開発機関や企業が不足しています。

### (2) 目的

こうした問題を解決すべく、本事業では、サービス分野においてロボットでイノベーションを起こすために必要な、テクノロジー、デザイン、ビジネス的知見を一体的に教育でき、大学、研究機関、企業及び省庁等との連携によってアジャイル開発ができる場の形成、サービス分野におけるロボットイノベーション創出によってロボットビジネスを起こすことのできる人材の育成を目指します。

### (3) 事業内容

本事業では、我が国の将来を支えるロボット技術の発展の「場」（拠点）を大学等に構築し、ロボット分野の技術を支える人材を育成します。また、拠点を中心として多方面の人材の交流を図り、関連技術を含めた新たな技術シーズの発掘や技術の応用・発展に資する取組みにより、さらに当該技術を担う人材が育つという「好循環」を形成することを目指します。具体的には以下の i) ～iii) を一体的に実施します。

#### i) 人材育成の講座の実施

研究拠点において、ロボットでイノベーションを起こすために必要な、テクノロジー、デザイン、ビジネス的知見を、新規事業の立ち上げという観点から一体的に学習し、イノベーターを育成する講座を実施します。

また、メーカーとユーザーの距離を縮め、両者をつなぐための研究開発拠点を構築する活動も併せて行います。具体的には、企業が抱えるシーズや技術課題に関する授業をビジネススクールのカリキュラムに組み込み、PBL(Project Based Learning)形式をベースに、学生のみならず起業を目指す社会人や研究者、シーズや課題を提供した企業の社員もチームメンバーに入れ、更にユーザーへのヒアリングによるニーズ発掘調査をカリキュラムに加えることで、メーカーとユーザーの間のギャップの解消に取り組みます。

## ii) 人的交流等の展開

大学、研究機関、企業及び省庁等との連携によってアジャイル開発ができる場の形成においては、人的ネットワークの構築と、開発速度の向上が必要となり、そのためには、ミドルウェア技術等によって開発速度を高めるとともに、製品についてユーザーからフィードバックを受け、その評価を素早く普及展開させるオープンなプラットフォーム形成が有効です。この実現のため、ミドルウェアの専門家を招いて人的交流を行うことで、ロボット開発におけるオープンプラットフォームの活用について学ぶことができると同時に、大学、研究機関、企業及び省庁等が連携してロボット製品開発を行うことのできる拠点の構築を目指します。

## iii) 周辺研究の実施

産学官連携がグローバルに展開でき、また国内外の最先端のロボット研究開発成果を収集及び発信する拠点を構築するため、欧州、米国、アジア等のサービスロボット研究開発拠点を調査し、ビジネスデザイン手法、シーズとニーズのマッチング手法、マーケティング戦略等を、課題先進国という側面から、サービスロボットが世界に先駆けて普及すると見込まれる日本のマーケット（ロボットの将来市場予測：NEDO／経済産業省）に対して出口戦略としてどのように落とし込むかを分析、検討します。また、海外の研究開発拠点と、参加する大学、研究機関、企業及び省庁等とが国際交流を行える関係の構築を目指します。

## (4) 事業期間

平成 28 年度～平成 29 年度

## (5) 事業規模

事業予算：2,000 万円以内

## 3. 応募資格

応募資格のある法人は、次の(1)～(7)までの条件、「基本計画」及び「平成 28 年度実施方針」に示された条件を満たす、単独又は複数で受託を希望する企業等とします。

- (1) 当該技術又は関連技術の研究開発の実績を有し、かつ、研究開発目標達成及び研究計画遂行に必要な組織、人員等を有していること。
- (2) 委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤があり、かつ、資金及び設備等の十分な管理能力を有していること。
- (3) NEDOがプロジェクトを推進する上で必要となる措置を委託契約に基づき適切に遂行できる体制を有していること。
- (4) 企業等が単独でプロジェクトに応募する場合は、当該プロジェクトの研究開発成果の実用化・事業化計画の立案とその実現について十分な能力を有していること。
- (5) 研究組合、公益法人等が代表して応募する場合は、参画する各企業等が当該プロジェクトの研究開発成果の実用化・事業化計画の立案とその実現について十分な能力を有するとともに、応募する研究組合等とそこに参画する企業等の責任と役割が明確化されていること。
- (6) 当該プロジェクトの全部又は一部を複数の企業等が共同して実施する場合は、各企業等が当該プロジェクトの研究開発成果の実用化・事業化計画の立案とその実現について十分な能力を有しており、各企業等間の責任と役割が明確化されていること。
- (7) 本邦の企業等で日本国内に研究開発拠点を有していること。なお、国外の企業等（大学、研究機関を含む）の特別な研究開発能力、研究施設等の活用又は国際標準獲得の観点から国外企業等との連携が必要な場合は、国外企業等との連携により実施することができる。

#### 4. 提出期限及び提出先

本公募要領に従って提案書3部（正1部、副2部）を作成し、以下の提出期限までに郵送又は持参にて御提出ください。FAX又は電子メールによる提出は受け付けません。

(1) 提出期限：平成28年6月28日（月）正午必着

※応募状況等により、公募期間を延長する場合があります。公募期間を延長する場合は、ホームページにてお知らせいたします。

なお、メール配信サービスに御登録いただきますと、ウェブサイトに掲載された最新の公募情報に関するお知らせを随時メールにてお送りいたします。

ぜひ御登録いただき、御活用ください。

<http://www.nedo.go.jp/nedomail/index.html>

(2) 提出先： 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

ロボット・AI部 坂本、齊藤、福田 宛

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町1310 ミューザ川崎セントラルタワー19階

※郵送の場合は封筒に『「NEDOプロジェクトを核とした人材育成、産学連携等の総合的展開／ロボットの社会実装におけるイノベーション創出人材育成」に係る提案書在中』と朱書きのこと。

※持参の場合はミューザ川崎16階の「総合案内」の受付の指示に従うこと。

#### 5. 応募方法

(1) 提案書の作成に当たって

- ・ 提案書のうち表紙、要約版、本文の記載様式は別添1を御参照ください。
- ・ 提案書は日本語で作成してください。
- ・ 提案書の提出部数は、3部（正1部、副2部）です。

(2) 提案書に添付する書類

- ・ 提案書には次の資料又はこれに準ずるものを添付してください。
- ・ 会社経歴書1部（提出先のNEDO部課と過去1年以内に契約がある場合は不要）
- ・ 最近の営業報告書（3年分）1部
- ・ NEDOから提示された契約書（案）（本公募用に特別に掲載しない場合は、標準契約書を指します）に合意することが提案の要件となりますが、契約書（案）について疑義がある場合は、その内容を示す文書1部
- ・ NEDO研究開発プロジェクトの実績調査票（詳細は別添4を参照ください）。
- ・ 国外企業等と連携している、又はその予定がある場合は当該国外企業等と締結した共同研究契約書の写し、若しくは当該国外企業との共同研究の意志を示す覚書の写し1部。（注）連携している、又は連携しようとしている国外企業等がNEDOの指定する相手国の研究開発支援機関（スペイン政府・産業技術開発センター（CDTI）が該当。）の支援を受けようとしている（又は既に受けている）場合は、NEDOが提供する交付申請書（英文様式）の写し、若しくは既に認証を取得しているのであれば交付決定書及び認定証（ラベル）の写し1部。詳細はNEDOホームページにて御確認ください。

ジャパン・スペイン・イノベーションプログラム（JSIP）

[http://www.nedo.go.jp/activities/AT1\\_00469.html](http://www.nedo.go.jp/activities/AT1_00469.html)

(3) 提案書の受理及び提案書に不備があった場合

- ・ 応募資格を有しない者の提案書又は不備がある提案書は受理できません。
- ・ 提出された提案書を受理した際には提案書類受理票を提案者にお渡ししますので、あらかじめ別添 5 の「提案書類受理票」に会社名等御記入の上、送付（持参）してください。
- ・ 提出された提案書等は返却しません。  
提案書に不備があり、提出期限までに修正できない場合は、提案を無効とさせていただきます。その場合は書類を返却します。

## 6. 秘密の保持

提案書は本研究開発の実施者選定のためにのみ用い、NEDOで厳重に管理します。取得した個人情報や研究開発の実施体制の審査に利用しますが、特定の個人を識別しない状態に加工した統計資料等に利用することがあります。御提供いただいた個人情報は、上記の目的以外で利用することはありません。（法令等により提供を求められた場合を除きます。）

## 7. 委託・共同研究先の選定について

(1) 審査の方法について

以下の審査基準に基づき提案書類を審査します。なお、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じられませんのであらかじめ御了承ください。

(2) 審査基準

a. 採択審査の基準

- i. 提案内容が基本計画の目的、目標に合致しているか（不必要な部分はないか）
- ii. 提案された方法に新規性があり、技術的に優れているか
- iii. 共同提案の場合、各者の提案が相互補完的であるか
- iv. 提案内容・研究計画は実現可能か（技術的可能性、計画、中間目標の妥当性等）
- v. 応募者は本研究開発を遂行するための高い能力を有するか（関連分野の開発等の実績、再委託予定先等を含めた実施体制、優秀な研究者等の参加等）。
- vi. 応募者が当該研究開発を行うことにより国民生活や経済社会への波及効果は期待できるか（企業の場合、成果の実用化・事業化が見込まれるか。大学や公的研究開発機関等で、自らが実用化・事業化を行わない場合には、どのような形で製品・サービスが実用化・事業化されることを想定しているか。）
- vii. 総合評価

(3) 委託先の公表及び通知

a. 採択結果の公表等

採択した案件（実施者名、事業概要）はNEDOのホームページ等で公開します。不採択とした案件については、その旨を不採択とした理由とともに提案者へ通知します。

b. 附帯条件

採択に当たって条件（提案した再委託は認めない、他の機関との共同研究とすること、再委託研究としての参加とすること、NEDO負担率の変更等）を付す場合があります。

(4) スケジュール

平成 28 年

- 6月14日(火)： 公募開始
- 6月16日(木)： 公募説明会(会場：NEDO 2101会議室)
- 6月28日(火)(予定)： 公募締め切り
- 6月中旬(予定)： 審査
- 6月下旬(予定)： 委託先決定
- 6月下旬(予定)： 公表
- 7月ごろ(予定)： 契約締結

## 8. 留意事項

### (1) 契約

新規に業務委託契約を締結するときは、最新の業務委託契約約款を適用します。また、委託業務の事務処理は、NEDOが提示する事務処理マニュアルに基づき実施していただきます。

### (2) 研究開発独立行政法人から民間企業への再委託

研究開発独立行政法人から民間企業への再委託又は共同実施(再委託先又は共同実施先へ資金の流れがないものを除く。)は、原則認めておりません。

### (3) NEDO研究開発プロジェクトの実績調査票の記入

過去に実施したNEDOの研究開発プロジェクトの成果について調査票に記載していただきます。詳細は別添4を御覧ください。

なお、本調査は採択審査に活用しますので、必ず御提出をお願いいたします。

### (4) 追跡調査・評価

研究開発終了後、本研究成果についての追跡調査・評価に御協力いただく場合があります。追跡調査・評価については、添付の参考資料1「追跡調査・評価の概要」を御覧ください。

### (5) 知財マネジメント

- ・本プロジェクトでは、産業技術力強化法第19条(日本版バイ・ドール規定)が適用されます。
- ・本プロジェクトの成果である特許等について、「特許等の利用状況調査」(バイ・ドール調査)に御協力をいただきます。

### (6) 「国民との科学・技術対話」への対応

本事業を受託する事業者は、研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する活動(以下、「国民との科学・技術対話」という)に関する直接経費の計上が可能です。本事業において「国民との科学・技術の対話」の活動を行う場合は、その活動の内容及び必要な経費を提案書に記載して提出してください。本活動に係る支出の可否は、研究活動自体への影響等も勘案して判断します。

また、本活動を行った場合は、年度末の実績報告書等に活動実績を盛り込んで報告してください。本活動は中間評価・事後評価の対象となります。

なお、本事業以外で自主的に本活動に取り組むことは妨げませんが、間接経費を活用して本活動を行った場合は実績報告書への記載等(本活動に係る事項のみで結構です)によりNEDOに報告してください。

### 【参考】

平成22年6月19日総合科学技術会議

「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）

<http://www8.cao.go.jp/cstp/stsonota/taiwa/>

(7) 公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応

公的研究費の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」という。）については、「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成 20 年 12 月 3 日経済産業省策定。以下「不正使用等指針」という。※1）及び「補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等の措置に関する機構達」（平成 16 年 4 月 1 日 16 年度機構達第 1 号。NEDO 策定。以下「補助金停止等機構達」という。※2）に基づき、NEDO は資金配分機関として必要な措置を講じることとします。併せて本事業の事業実施者も研究機関として必要な対応を行ってください。

本事業及び府省等の事業を含む他の研究資金において、公的研究費の不正使用等があると認められた場合、以下の措置を講じます。

※1. 「不正使用等指針」についてはこちらを御参照ください：経済産業省ホームページ

[http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu\\_kakushin/innovation\\_policy/kenkyu-fusei-shishin.html](http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html)

※2. 「補助金停止等機構達」についてはこちらを御覧ください：NEDO ホームページ

[http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu\\_index.html](http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html)

- a. 本事業において公的研究費の不正使用等があると認められた場合
- i. 当該研究費について、不正の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただきます。
  - ii. 不正使用等を行った事業者等に対し、NEDO との契約締結や補助金等の交付を停止します。  
（補助金停止等機構達に基づき、処分した日から最大 6 年間の契約締結・補助金等交付の停止の措置を行います。）
  - iii. 不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者（善管注意義務に違反した者を含む。以下同じ。）に対し、NEDO の事業への応募を制限します。  
（不正使用等指針に基づき、不正の程度などにより、原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降 1～5 年間の応募を制限します。また、個人の利益を得るための私的な流用が確認された場合には、10 年間の応募を制限します。）
  - iv. 府省等他の資金配分機関に対し、当該不正使用等に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正使用等を行った者及びそれに共謀した研究者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関から NEDO に情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。他府省の研究資金において不正使用等があった場合にも i～iii の措置を講じることがあります。
  - v. 不正使用等の行為に対する措置として、原則、事業者名（研究者名）及び不正の内容等について公表します。
- b. 「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成 20 年 12 月 3 日経済産業省策定）に基づく体制整備等の実施状況報告等について  
本事業の契約に当たり、各研究機関では標記指針に基づく研究費の管理・監査体制の整備が必要です。  
体制整備等の実施状況については、報告を求める場合がありますので、求めた場合、直ちに報

告するようにしてください。なお、当該年度において、既に、府省等を含め別途の研究資金への応募等に際して同旨の報告書を提出している場合は、この報告書の写しの提出をもって代えることができます。

また、NEDOでは、標記指針に基づく体制整備等の実施状況について、現地調査を行う場合があります。

#### (8) 研究活動の不正行為への対応

研究活動の不正行為（ねつ造、改ざん、盗用）については「研究活動の不正行為への対応に関する指針」（平成19年12月26日経済産業省策定。以下「研究不正指針」という。※3）及び「研究活動の不正行為への対応に関する機構達」（平成20年2月1日19年度機構達第17号。NEDO策定。以下「研究不正機構達」という。※4）に基づき、NEDOは資金配分機関として、本事業の事業実施者は研究機関として必要な措置を講じることとします。そのため、告発窓口の設置や本事業及び府省等他の研究事業による研究活動に係る研究論文等において、研究活動の不正行為があると認められた場合、以下の措置を講じます。

※3. 研究不正指針についてはこちらを御参照ください： 経済産業省ホームページ

[http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu\\_kakushin/innovation\\_policy/kenkyu-fusei-shishin.html](http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html)

※4. 研究不正機構達についてはこちらを御参照ください： NEDOホームページ

[http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu\\_index.html](http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html)

- a. 本事業において不正行為があると認められた場合
  - i. 当該研究費について、不正行為の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただくことがあります。
  - ii. 不正行為に関与した者に対し、NEDOの事業への翌年度以降の応募を制限します。  
(応募制限期間：不正行為の程度などにより、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降2～10年間)
  - iii. 不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文等の責任者としての注意義務を怠ったことなどにより、一定の責任があるとされた者に対し、NEDOの事業への翌年度以降の応募を制限します。  
(応募制限期間：責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降1～3年間)
  - iv. 府省等他の資金配分機関に当該不正行為に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正行為に関与した者及び上記iiiにより一定の責任があるとされた者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金による事業への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関からNEDOに情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。
  - v. NEDOは不正行為に対する措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた研究資金の名称、当該研究費の金額、研究内容、不正行為の内容及び不正の認定に係る調査結果報告書などについて公表します。
- b. 過去に国の研究資金において不正行為があったと認められた場合  
国の研究資金において、研究活動における不正行為があったと認定された者（当該不正行為があったと認定された研究の論文等の内容について責任を負う者として認定された場合を含む。）



については、研究不正指針に基づき、本事業への参加が制限されることがあります。

なお、本事業の事業実施者は、研究不正指針に基づき研究機関として規定の整備や受付窓口の設置に努めてください。

#### (9) NEDOにおける研究不正等の告発受付窓口

NEDOにおける公的研究費の不正使用等及び研究活動の不正行為に関する告発・相談及び通知先の窓口は以下のとおりです。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 検査・業務管理部

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310

電話番号： 044-520-5131

FAX 番号： 044-520-5133

電子メール：[helpdesk-2@ml.nedo.go.jp](mailto:helpdesk-2@ml.nedo.go.jp)

ホームページ： 研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等に関する告発受付窓口

[http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu\\_index.html](http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html)

(電話による受付時間は、平日：9時30分～12時00分、13時00分～18時00分)

#### (10) 国立研究開発法人の契約に係る情報の公表

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づき、採択決定後、別添6のとおりNEDOとの関係に係る情報をNEDOのホームページで公表することがありますので御了知ください。なお、本公募への応募をもって同意されたものとみなします。

### 9. 説明会の開催

下記のとおり説明会を開催し、当該委託業務及び提案公募に係る内容、契約に係る手続き、提案書類等を説明しますので、応募を予定される方は可能な限り出席してください。なお、説明会は日本語で行います。事前登録は不要です。

日時： 平成28年6月16日(木) 13時30分～15時00分

場所： 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 2101会議室

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310 ミューザ川崎セントラルタワー21階

※16階「総合案内」で受付を行い受付の指示に従ってください。

### 10. 問い合わせ先

本事業の内容及び契約に関する質問等は説明会で受付ます。それ以降のお問い合わせは、6月22日まで下記宛にFAXにて受付ます。ただし審査の経過等に関するお問い合わせには応じられません。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

ロボット・AI部 坂本、齊藤、福田

FAX：044-520-5243

### 関連資料

基本計画

平成28年度実施方針

別添1：提案書の様式

別添2：研究開発責任者研究経歴書

別添 3：主要研究員研究経歴書

別添 4：NEDO研究開発プロジェクトの実績調査票の記入について

別添 5：提案書類受理票

別添 6：契約に係る情報の公表について

参考資料 1：追跡調査・評価の概要